

諮問実施機関：滋賀県教育委員会（教育委員会事務局教育総務課）

諮問 日：令和4年5月24日（諮問（個）第15号）

答申 日：令和6年11月1日（答申（個）第14号）

内 容：「面談等の記録等」の保有個人情報一部訂正決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報訂正請求

令和3年5月21日、審査請求人は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年11月17日、実施機関は、令和3年6月21日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号の不訂正決定を取り消し、一部については訂正を認め、その他、別表「訂正をしないこととした部分」欄記載の情報を同表「訂正をしないこととした理由」欄記載の理由により不訂正とした上で、条例第31条第1項の規定に基づき、保有個人情報一部訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和4年2月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書等および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

教育委員会教育長の一部訂正通知について以下の理由により全訂正を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 別紙② 不訂正箇所⑤⑦「〇〇〇〇を盗む」に関する記述についての不訂正処分を否認する。

他人の情報を本人のものと誤認される紛らわしい記述とあるが、決して紛わしくはない。現場の校長が「〇〇〇〇氏は〇〇〇〇を盗んでいない」と認めている。ならば誤認であり、〇〇〇〇は〇〇〇〇など盗んでいないと訂正記載すればよいのです。〇〇〇〇を盗んだ事実があるのなら不訂正とし職権も無用となる。しかも勝手な職権抹消とは今回の趣旨と異なり、裁量権を逸脱した行為。今回の趣旨は教育長の訂正なのです。事実とされるべき個人情報と現実記録されている私に係わる個人情報とが合致していない(6条2)。書かれるべきでない情報が記載されているのです。本条例 30 条に基づき、訂正は決定権者の義務になる。教育長が訂正されない限り精神的苦痛は拭えない。職権で我慢しろなどという理不尽な要求はのめないのです。

令和3年2月19日の開示決定に基づき、開示された公文書が私に係わる保有個人情報なのです。それ以降の取消しや開示決定書は同時に行われており、私に対し事前の書面通知を怠っている。19条の違反行為となる。したがって、令和3年2月19日に開示決定された公文書こそが私に係る私の個人情報(15条(2)ア)なのです。その公文書は未だ訂正されないまま私の手元にあるのです。教育長の訂正は、〇〇〇〇が〇〇〇〇を盗んだのが事実か否かに尽きるのです。

尚、訂正とは過去と現在の事実を合致させること。本条例7条にも記述してある。訂正した内容が必ずどう直したのかが読めるようにしておかなければならない。ただ塗りつぶしてあるだけの抹消した公文書は到底容認できない。本条例に基づいた法的根拠を明らかにし改めるべきです。

- (2) 別紙② 不訂正箇所③⑤⑦「学校の対応の不具合ではない」の箇所の不訂正を否認する。

全般的な回答です。既に提出済みの証拠となる平成28年12月22日の録音記録・〇〇〇〇センターの公文書平成29年1月26日、2月2日のケース会議記録〇〇〇〇、〇〇〇〇の開示書によると、職員会議の決定事項で〇〇〇〇は退学と決まった。との学校からの連絡について、12月22日なぜ辞めなければならないのかという理由の説明を受けた録音記録の内容からは〇〇〇〇から「〇〇〇〇は〇〇〇〇！見てすぐ解った」と学校へ連絡があった。そのこと発言から「〇〇〇〇高校は〇〇〇〇ではない。…自分に合う学校へ進路変更を…」との発言になり、結局証拠として提出したケース会議記録開示書⑥から鑑みても、〇〇〇〇から「見てすぐわかる〇〇〇〇」との報告は学校にも私にもしていなかったのです。それは提出した証拠から窺えます。即ち、学校は確認を怠り虚偽の報告を私にしたという不祥事・不具合である。〇〇〇〇センターには不具合はなく学校は不具合をセンターに擦り付けている。改めるべきです。

- (3) 別紙② 不訂正箇所 ⑨⑩「センターが〇〇〇〇を来るよう要請している」は否認する。

〇〇〇〇からの公文書は証拠として提出済み。要請したなどの内容は記述してありません。私自身もセンターに来るようなどと言われたことはない。学校の要請です。

- (4) 別紙② ④⑥ ③⑥の不訂正箇所「進路変更を伝える。進路変更と〇〇〇〇は関係がない」は否認する。

証拠として提出済みの録音記録により、〇〇〇〇(〇〇〇〇)であれば、それは生まれる前の病気のこと。問題行動を起こしたと責め立て学校を辞めさそうと平成 28 年 12 月 22 日 2 時間半攻撃されたのです。「〇〇〇〇と一目見て分かる」「〇〇〇〇高校は〇〇〇〇ではない。自分に合った学校へ」「もう〇〇〇〇高校では預からない」「今後の指導はしない」「法律で退学にもできる」などの発言は抜粋して証拠として提出してあります。後の開示書の「〇〇〇〇を盗む」との記述からも退学勧奨とは逸脱しており、無条件で〇〇〇〇のことは退学とは関係ないとは考えられない。このようなことが教育の現場で事実発生したのです。差別・偏見・分断・人権侵害・〇〇〇〇と認識していた教師が虚偽の発言により故意に学校を辞めさせようとした。かつ後の公文書に「〇〇〇〇を盗む。退学勧奨」との虚偽の公文書が作成されていたのです。この問題を見過ごすわけにはいかない。公文書偽造の疑いは十分にある。条例第 45 条に基づき第三者委員会の諮問により真実を明らかにし安心して子供を預けられる学校になってほしいのです。

- (5) 別紙② 開示資料〇〇〇〇番④の不訂正について否認する。

本県条例の 30 条には本人とは限定していない。本条例第 15 条の 1 (2) アにより、私に係わる保有個人情報と定めてある。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 別表記載部分に係る不訂正の理由について

- (1) 当該箇所については、〇〇〇〇氏に対する指導の記録として、2 月 19 日一部開示決定により開示されたものであるが、開示後に〇〇〇〇氏の個人情報ではないことが判明したことから、処分庁は令和 3 年 3 月 12 日付けで 2 月 19 日一部開示決定を取り消した上で改めて当該箇所を非開示とする内容を含む 3 月 12 日一部開示決定を行っている。条例第 28 条第 1 項の規定により訂正を請求することができる個人情報は、同項に規定する自己を本人とする保有個人情報であり、審査請求人は訂正請求ができない個人情報について訂正請求を行っているものであるため、訂正の義務はない。

また、処分庁は、当該箇所が第三者の指導の記録として誤りではないことは審査請求人に対して再三説明している。ただし、〇〇〇〇氏の指導の記録と同頁に記述されており、紛らわしい記述であることから、〇〇〇〇氏の意向を確認し、令和 3 年 8 月 23 日にすでに職権に

より訂正(削除)を行っている。

- (2) これらの開示文書には、請求人である〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏と当時の学校担当者との面談記録も含まれていたことから、請求人の発言内容や請求人がすでに知っている情報については最大限検討し一部開示をおこなった。

別紙②不訂正箇所③⑤⑦の記述については、文書作成者が自らの発言を要約して記録していたものであり、事実の要約として誤りではない。ただし、「学校の対応の不具合ではない」という記述は、文脈に照らして分かりにくい表現と思料されたことから、処分庁がすでに職権で「学校の対応ではない」と訂正を行っている。

- (3) 別紙② ⑨⑩いずれの資料においても、文書作成者が自らの発言を要約して記録したものであり、事実の要約の記録として誤りではない。

また、条例第 28 条第 1 項の規定により訂正を請求することができる個人情報とは、同項に規定する自己を本人とする保有個人情報であり、審査請求人は訂正請求ができない個人情報について訂正請求を行っているものであるため、訂正の義務はない。

- (4) 別紙② ③④⑥のいずれの資料においても、事実関係を要約して記録したものであり、面談の際に生徒指導課長が発言した内容を要約して記録したものであり、事実の要約の記録として誤りはない。

また、条例第 28 条第 1 項の規定により訂正を請求することができる個人情報とは、同項に規定する自己を本人とする保有個人情報であり、審査請求人は、訂正請求ができない個人情報について訂正請求を行っているものであるため、訂正の義務はない。

- (5) 別紙② 開示資料〇〇〇〇番④については、請求人に開示した保有個人情報ではなく、また、当該保有個人情報は、自己を本人とするものでないため、請求人は、条例第 28 条第 1 項の規定に基づく訂正を求めることができないことから、訂正する義務はないと考える。

第 5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するために、条例第 28 条第 1 項で、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等）の内容が事実でないと認めるときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めている。

また、訂正請求があった場合は、条例第 30 条で、「実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と定めている。

条例が保有個人情報の訂正請求を認めた趣旨は、実施機関において、誤った内容の個人情報

報が保有され、利用されることによって誤った評価・判断が行われるなど、当該保有個人情報の主体である個人の権利利益が侵害されることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるので、訂正請求は実施機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばないものであると解釈運用されている。

このような観点から、以下判断する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 別表開示資料〇〇〇〇番⑤・⑦「〇〇〇〇の窃盗」に関する記述について

不訂正箇所⑤⑦「〇〇〇〇の窃盗」に関する記述について、審査請求人は、「息子は〇〇〇〇を盗んでいない、退学勧奨とは無関係」と当該部分を教育長に訂正するよう主張している。

当該不訂正箇所について、実施機関は、2月19日一部開示決定により開示したものであるが、開示後に〇〇〇〇氏の個人情報ではないことが判明したことから令和3年3月12日付けで2月19日一部開示決定を取り消した上当該箇所を非開示とする決定を行った後、令和3年5月21日付けの訂正請求があり、本件処分を行っている。

条例第28条における保有個人情報訂正請求は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報対象とされており、開示決定を取消し非開示とされた内容については訂正請求の対象とすることはできない。

したがって、当該不訂正箇所に係る審査請求人の主張は採用できない。

(2) 別表開示資料〇〇〇〇番③・⑤・⑦の「学校の対応の不具合ではない」の部分について

当該不訂正箇所は保護者と当時の学校担当者における面談の記録が記載されている情報である。

審査請求人は、「学校の対応が不具合」との訂正をするよう主張しているところ、実施機関は、当該不訂正箇所は当日の発言内容を要約して記録したものであり、事実の要約の記録として誤りがなく、請求人から事実でないことの立証がされていないことから不訂正とした旨主張している。

当審議会において、訂正を求める内容が事実と合致することを証明するものとして審査請求人により提出された資料を基に検討を行ったところ、学校の対応が不具合であったとの発言の事実までは認められなかった。

したがって、当該訂正請求に理由があるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 別表開示資料〇〇〇〇番⑨の資料中「〇〇〇〇センターへの訪問を要請している」の部分、⑩の資料中「〇〇〇〇センターへ来るよう要請された」の部分について

当該不訂正箇所は〇〇〇〇センターとの連携に関する記録が記載されている情報である。

審査請求人は、「学校が生徒を〇〇〇〇扱いし、センターへの訪問要請をした。」との訂正をするよう主張しているところ、実施機関は、事実を要約して記録したものであり、事実の要約としての記録として誤りではなく、請求人から事実でないことの立証がされていないことから不訂正とした旨主張している。

当審議会において、訂正を求める内容が事実と合致することを証明するものとして審査請求人により提出された資料を基に検討を行ったところ、審査請求人の主張する内容が事実と合致するとまでは認められなかった。

したがって、当該訂正請求に理由があるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

- (4) 別表開示資料〇〇〇〇番④の資料中「進路変更を伝える。」の部分、⑥の資料中「進路変更であることを伝えた。」の部分について

当該不訂正箇所は保護者と当時の学校担当者における面談の記録が記載されている情報である。

審査請求人は、「進路変更」ではなく「退学処分」と訂正をするよう主張しているところ、実施機関は、事実関係を要約して記録したものであり、「進路変更」という文言は、自主退学を勧奨した事実の表現として誤りはなく、請求人から、誤りがあることを立証する資料の提出もないことから不訂正とした旨主張している。

当審議会において、訂正を求める内容が事実と合致することを証明するものとして審査請求人により提出された資料を基に検討を行ったところ、面談において進路変更という文言ではなく退学処分という文言を使用したとの事実までは認められなかった。

したがって、当該訂正請求に理由があるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

- (5) 別表開示資料〇〇〇〇番③・⑥の資料中「進路変更の問題と〇〇〇〇とは、関係ない」の部分について

当該不訂正箇所は保護者と当時の学校担当者における面談の記録が記載されている情報である。

審査請求人は、「退学(進路変更)と〇〇〇〇は関係があった」との訂正をするよう主張しているところ、実施機関は、当該不訂正箇所は面談の際に生徒指導課長が発言した内容を要約して記録したものであり、事実の要約として誤りはなく、請求人から事実でないことの立証がされていないことから不訂正とした旨主張している。

当審議会において、訂正を求める内容が事実と合致することを証明するものとして審査請求人により提出された資料を基に検討を行ったところ、審査請求人の主張する内容が事実と合致するとまでは認められなかった。

したがって、当該訂正請求に理由があるとは認められず、審査請求人の主張は採用でき

ない。

(6) 別表開示資料〇〇〇〇番④の資料

審査請求人は、訂正請求において開示資料〇〇〇〇番④における資料の訂正を求めているところ、実施機関は、開示資料〇〇〇〇番④の資料は、請求人に開示した資料ではなく、条例第 30 条に基づく訂正を求めることができないことから不訂正とした旨主張している。

条例第 28 条における保有個人情報訂正請求は、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報）が対象とされており、本人が開示決定を受けていない内容については訂正請求の対象とすることはできない。

したがって、当該審査請求人の主張は採用できない。

3 付言

- (1) 実施機関は、一部開示決定をした後、〇〇〇〇氏の個人情報でなく他人の行為が記録されていたことが判明したことから一部開示決定を取り消し当該箇所を非開示とする内容を含む一部開示決定を行い、その後、〇〇〇〇氏の意向を確認し、職権により訂正（削除）を行っている。

実施機関は誤った個人情報について職権により訂正（削除）を行っているものの、正確でない個人情報により当該保有個人情報の主体である個人の権利利益の侵害が生じることもあり得ることから、保有個人情報の正確な取扱いに努めるとともに、そのような個人情報の重要性に鑑み、訂正をするにあたっては、相手方に対し丁寧な説明に努められたい。

- (2) 実施機関は、本人に係る情報の中に他者の情報が誤って記載されており、それにより本人の情報であるかのように記載されている状況、それがもとになり本人に係る情報として開示した状況において、後に他者の情報であることが判明したとして非開示としているが、そのような取扱いには疑義があると思われるため、今後の保有個人情報開示決定等を行うに際しては、判断を慎重かつ適切に行われたい。

また、一部訂正決定の訂正をしないこととした理由について、特段今後の利用が見込まれないため訂正の必要がないとの記載があるが、生徒が卒業した後でも卒業後の指導や自己検証のために扱うことなども踏まえて利用目的は検討しなければならないと考える。

- (3) 訂正請求をするに当たっては、訂正を求める箇所、訂正を求める内容を具体的に記載し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出することが求められる。実施機関は、自己の判断を正しく行うためにも、請求人に対し手続に係る丁寧な説明に努められたい。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和4年5月24日	・実施機関から諮問を受けた。
令和6年1月29日 (第27回第一分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年3月11日 (第28回第一分科会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年8月1日 (第29回第一分科会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
令和6年10月3日 (第30回第一分科会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第一分科会

別表

訂正をしないこととした部分	訂正をしないこととした理由
開示資料〇〇〇〇番⑤・⑦の「〇〇〇〇の窃盗」に関する記述	左記の訂正請求にかかる記述は、訂正請求において示された開示にかかる情報には含まれないが、他人の情報を本人のものと誤認させる紛らわしい記述であったことから、全て職権で抹消済みである。
開示資料〇〇〇〇番③・⑤・⑦の「学校の対応の不具合ではない」の部分	左記の訂正請求のあった対象文書は、特段今後の利用が見込まれないため訂正の必要がない。また、対象文書は、当日の発言内容を要約して記録したものであり、事実の要約の記録として誤りはなく、請求人から、事実でないことの立証がされていないことから不訂正とした。 なお、左記の記述は分かりにくい表現と史料されたことから、職権で「学校の対応ではない」に訂正した。
開示資料〇〇〇〇番⑨の資料中 「〇〇〇〇センターへの訪問を要請している」の部分 ⑩の資料中 「〇〇〇〇センターへ来るよう要請された」の部分	左記の訂正請求のあった対象文書は、特段今後の利用が見込まれないため訂正の必要がない。また、⑨⑩いずれの資料においても、事実を要約して記録したものであり、事実の要約の記録として誤りではなく、請求人から、誤りがあることを立証する資料の提出もないことから不訂正とした。
開示資料〇〇〇〇番④の資料中 「進路変更を伝える。」の部分 ⑥の資料中 「進路変更であることを伝えた。」の部分	左記の訂正請求のあった対象文書は、特段今後の利用が見込まれないため訂正の必要がない。また、④⑥いずれの資料においても、事実関係を要約して記録したものであり、「進路変更」という文言は、自主退学を勧奨した事実の表現として誤りはなく、請求人から、誤りがあることを立証する資料の提出もないことから不訂正とした。
開示資料〇〇〇〇番③・⑥の資料中 「進路変更の問題と〇〇〇〇とは、関係ない」の部分	左記の訂正請求のあった対象文書は、特段今後の利用が見込まれないため訂正の必要がない。また、③⑥いずれの資料においても、面談の際に生徒指導課長が発言した内容を要約して記録したものであり、事実の要約の記録として誤りはなく、請求人から、事実でないことの立証がされていないことから不訂正とした。

開示資料〇〇〇〇番 ④の資料	左記の訂正請求のあった対象文書は、請求人に開示した保有個人情報ではなく、また、当該保有個人情報は、自己を本人とするものではないため、請求人は滋賀県個人情報保護条例第 30 条に基づく訂正を求めることができないことから不訂正とした。
------------------------------	--